

「FUKUI ONLINE 商談マッチング」サイトオープン



▲HPはこちら

福井県内中小企業の取引拡大を図るため、大手・中堅企業とのビジネスマッチングの機会をオンラインなどで提供するサイトが公開されました。詳しくは、ホームページをご覧ください。

対象 福井県内に主たる事務所を有する事業者
参加費 無料
問合せ (公財)ふくい産業支援センター 67-7407

看護職就職説明会

10月20日(水) 10時~12時

福井県で看護職として働きたい人対象にオンラインで就職説明会を開催します。詳しくは、福井県看護協会ホームページをご覧ください。

対象 県内外の看護学生、看護職の資格を持っている人
参加費 無料(事前申し込み必要)
問合せ (公社)福井県看護協会 福井県ナースセンター 52-1857

職場での悩みやトラブルの相談は県労働委員会へ

県内の労働者や使用者を対象に専門家が相談に応じます。秘密は厳守します。

職場のトラブル解決・休日労働相談会(事前予約制)
とき 3月21日(日) 9時~12時
夜間労働相談会(事前予約制)
とき 2月16日(火)、3月23日(火) 18時30分~20時

シニア向け出張就職相談会

働きたいと考えているシニアの皆さん、気軽にご参加ください。予約が必要です。

対象 おおむね55歳以上の人
申込み 福井県シニア人材活躍支援センター 43-08881

(仮称)あわら風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧

市内で計画されている陸上風力発電事業について「環境影響評価方法書」の縦覧を実施します。

縦覧期間 4月14日(水)までに各縦覧場所に備え付けの意見書に記入し、意見書箱に投函するか、問い合わせ先へ郵送(当日消印有効)
問合せ 日立サステナブルエナジー株式会社 0294-55-7808

悩みごと総合相談ダイヤル

とき 3月14日(日) 13時~16時
内容 坂井健康福祉センター
申込み (締切)3月4日(木)
健康増進課 73-0609

若者トラブル110番(若者電話相談)

1月から3月は、若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン期間です。消費者センターでは、29歳以下の若者を対象とした「若者トラブル110番(若者電話相談)」を実施しています。
相談日時 3月31日(水)までの平日 8時30分~17時15分
あわら市消費者センター 73-8017

女性活躍推進法の改正

女性活躍推進法の改正により、令和4年4月1日から、女性活躍推進のための行動計画の策定や情報公表の義務が、常時雇用する労働者が101人以上の事業主まで拡大されます。詳しくは、福井労働局までお問い合わせください。



市が発行・発送する一般用封筒、ホームページ、広報紙に広告掲載を募集しています。企業活動などのPRにぜひご活用ください。

有料広告を募集! 一般用封筒、ホームページ、広報紙に広告を掲載しませんか?

広報紙(毎月10350部発行)

広告の規格(単位:cm)
・1枠 縦5.0×横8.3
・2枠 縦5.0×横17.0
掲載場所 お知らせページの下段
掲載料 【市内事業者】1枠 1万円 【市外事業者】1枠 1万5000円
申込み 掲載しようとする号の発行日の1カ月前までに、所定の申込書に広告の版下案を添えてお申し込みください。

ホームページ(25000アクセス/月)

バナー広告の規格
・サイズ 縦90ピクセル×横270ピクセル
・画像形式 GIF(アニメーション不可)またはJPEG
・データ容量 50KB以下
掲載場所 市のホームページトップページ下段
掲載料 1月 1万円
申込み 掲載希望月の前々月の末日までに、所定の申込書に広告案を添えてお申し込みください。

一般用封筒

掲載する封筒
・角1型封筒 4000枚
・角2型封筒 1万6000枚
・長3型封筒 5万枚
広告の色彩 単色(黒のみ)
広告の規格(単位:cm)
・角1型封筒 縦12.0×横9.0
・角2型封筒 縦10.0×横8.0
・長3型封筒 縦5.0×横8.0
掲載場所 封筒の裏面
掲載料 各4枠
・角1型封筒 8000円
・角2型封筒 2万4000円
・長3型封筒 6万円
申込み 3月31日(水)までに、所定の申込書に広告の版下案を添えてお申し込みください。

ハラスメント対応特別相談窓口の開設について

福井労働局ではハラスメント対応特別相談窓口を3月31日まで開設しています。労働者や事業主の皆さんは、気軽にご相談ください。
時間 9時~17時(土日祝を除く)
セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業などに関するハラスメント
福井労働局雇用環境・均等室 22-3947

パートタイム・有期雇用労働法について

福井労働局では、パートタイム・有期雇用労働法について特別相談窓口を開設しています。気軽にお問い合わせください。
時間 8時30分~17時(土日祝を除く)
福井春山合同庁舎9階
福井労働局雇用環境・均等室 22-3947

ハラスメント防止対策は、お済みですか?

労働施策総合推進法が令和2年6月1日に施行されました。福井労働局では、事業主が自社のハラスメント防止対策を従業員に周知するため、さまざまなハラスメントの防止対策社内周知用リーフレットを作成し、局ホームページ様式集に掲載しています。職場のハラスメント防止対策の実施にご活用ください。

子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得可能に!

育児や介護を行う労働者が、子どもの看護休暇や介護休暇を柔軟に取得できるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、令和3年1月1日から、時間単位で取得できるようになりました。事業主の皆様は、会社の育児・介護休業等規程の改正が必要となります。詳しくは、厚生労働省または、福井労働局のホームページをご覧ください。